



® 平成 30 年 10 月 16 日 (火)

No. 14793 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆近年の欧州における知財動向…………… (1)

近年の欧州における知財動向

日本貿易振興機構(JETRO)デュッセルドルフ事務所

(前) 知的財産部長 中野 宏和

知的財産副部長 田内 幸治

プロジェクトコーディネータ

シヤンタル・フックス

はじめに

欧州では、EUレベルのイノベーション政策が推進されており、標準必須特許(SEP)に関するガイドラインの公表、営業秘密に関するEU指令、EU商標制度の改正、欧州単一特許・統一特許裁判所制度

の創設に向けた取組(ドイツの批准により開始される状況)等が進められてきた。一方、英国のEU離脱問題(BREXIT)が知財制度に不透明感を与えている。本稿では、近年大きな動きをみせる欧州の知財情勢の動向についてご報告したい。

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531(代)

【虎ノ門サテライト】TEL: 03-6206-6479

【帯広支部】TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】TEL: 022-266-5580

【山形支部】TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】TEL: 045-532-3827

【浜松支部】TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】TEL: 090-4227-5957

【大阪支部】TEL: 090-6269-0885

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

BREXITと知財制度

2016年6月23日、英国の国民投票は過半数を少し上回る(51.9%)賛成という結果となり、英国は欧州連合(EU)からの脱退を決定した。その後、英国は2017年3月29日に正式にEUに対して脱退を通告する書簡を通知した。このEU条約第50条に基づく通知により、原則、2019年3月29日に英国はEUから脱退することとなる。

知財に関しては、国民投票直後に、まず欧州特許庁(EPO)のバティステリ長官が声明を公表した¹。その中で、欧州特許庁は、英国における国民投票の結果は、英国が欧州特許条約(EPC)に基づく欧州特許機構の一員であること及び英国における欧州特許の効力について何ら問題を生じさせない、と強調した。この声明にみられるように、欧州特許はEU制度とは別のEPCに基づく制度であることが幸いし、BREXITは影響を与えないのであるが、一方で、EU規則に基づく制度である商標及び意匠に関しては大きな影響が懸念されている。

商標及び意匠に関して、2016年8月、英国知的財産庁(UKIPO)は、欧州連合商標(EU商標)及び登録共同体意匠(RCD)の将来的な影響に対して、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していくことを公表した。

その後、2017年9月、欧州委員会は、「英国EU離脱交渉に係るポジションペーパー」²を公表した。このポジションペーパーによれば、英国のEU離脱に係る協定を締結することにより、(1)英国によるEU離脱日より前にEU法に基づいて英国でも有効な知的財産権(EU商標等)については、英国によるEU離脱によって権利が害されないようにすること、(2)EU離脱日において係属中(権利化前)である出願に関し、当該出願に係る手続関連の権利については、当該出願と同等の知的財産権を英国で出願した場合に当該手続関連の権利が喪失されないようにすること、(3)EU法に基づいて英国でも有効な知的財産権(EU商標等)の消尽に関し、EU離脱日より前に生じた当該消尽が、英国によるEU離脱によって影響を受けることのないようにすること、その他、補充的保護証明書(SPC: Supplementary Protection Certificates)に係る取扱い、データベー

スの継続的な保護を明確にするべきことが、交渉ポジションとして明らかにされた。

欧州委員会は、一方で、2017年12月、ユーザーに対して、英国によるEU離脱交渉の結果、離脱の条件や離脱後の取扱いを定める離脱協定の合意に至る前にEU条約第50条に基づいて定められたEU離脱日が到来しEU法令が英国で適用されなくなる場合を想定し、(批准され得る離脱協定に含まれ得る移行措置に従うとしつつも)EU商標及び共同体意匠に関するEU法令が、EU離脱日前に登録されたEU商標・登録共同体意匠はEU離脱日以降もEU27か国では引き続き有効である一方、英国においては効力を有しなくなることなどを通知した³。このような状況の中で、英国知的財産関連団体(産業団体及び法曹団体)⁴は、共同の意見書において、欧州単一特許・統一特許裁判所協定への取組の継続要望等と併せて、BREXIT後であっても、既存のEU商標等の権利が継続的に存続し、ビジネス環境に悪影響が生じないようにするべきとの要望を英国政府に伝えている⁵。

なお、我が国政府は、2016年9月という早い段階で、英国のEU離脱に関する政府タスクフォースが「英国及びEUへのメッセージ」として採択した文書において、「離脱により、既に登録済みの欧州共同体意匠、欧州連合商標等の知的財産の権利及び効力に影響が出るとなると大きな混乱が生じる。」として、権利者に不利益が生じないよう、離脱後も引き続き英国及びEUにおいて統一的に保護されることを要望している⁶。

現在EUと英国の間で交渉中の離脱協定案⁷では、先述の「英国EU離脱交渉に係るポジションペーパー」に沿って、英国によるEU離脱日より前にEU法に基づいて英国でも有効な知的財産権(EU商標等)については、英国によるEU離脱によって当該権利が害されないようにするべきとの条項が盛り込まれて交渉が進められている。このEU離脱交渉については、例えば、医薬品等における特許期間の延長に関する補充的保護証明書の取扱いに係る2つのEU規則(No 469/2009、No 1610/96)に関して交渉担当官レベルでの合意事項がみられたり⁸、また、英国が2018年7月にBrexitに関する白書を公表⁹する等、動きに一部進展はみられるものの、依然として